

## 平成30年度公共ホール音楽活性化政令指定都市アウトリーチセミナー事業実施要綱

### 1 趣 旨

一般財団法人地域創造（以下、「地域創造」という。）は、市町村等で実施してきた公共ホール音楽活性化事業で蓄積したノウハウを活かした事業を政令指定都市等に普及することを目的として、政令指定都市等との共催により、公共ホール等を拠点としたクラシック音楽の演奏家（以下「演奏家」という。）による地域交流プログラム（※1）に関する研修会等を実施する。

（※1 地域交流プログラム…学校や福祉施設等にアーティストを派遣して双方向のミニコンサートやワークショップ等を行う「アウトリーチ」を通じて、地域住民との交流を図る取り組み。）

### 2 対象団体等

対象団体は政令指定都市等とする。

※「政令指定都市等」とは、次の団体をいう。

- ①政令指定都市
- ②地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、政令指定都市の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- ③地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設立された公益財団法人等（②を除く）のうち、政令指定都市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの。

### 3 実施団体の決定

地域創造は、上記対象団体から提出された「平成30年度公共ホール音楽活性化政令指定都市アウトリーチセミナー事業申込書」（別記様式（1-1））等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

### 4 事業内容

実施団体は地域創造と共同して次の事業を実施する。

#### （1）研修会プログラムの策定

実施団体は、地域創造が派遣するアドバイザーと共同して研修会プログラムを策定する。

#### （2）研修会等の開催

実施団体は、当該市内および周辺市町村の公共ホール職員、文化行政担当者、教育関係者およびアーティスト等を対象とした、地域交流プログラム並びに文化・芸術による地域づくりに関する研修会等を開催する。

### 5 研修会等負担金

研修会等（4-（2））の実施に係る経費のうち、別紙対象経費について、30万円を限度として地域創造が負担する。

ただし、下記以外の現地移動費やその他の諸経費および実施団体が前項に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については、実施団体の負担とする。

### 6 事業実施に対する支援

#### （1）アドバイザー等の派遣

地域創造は、研修会プログラムの策定・研修会等の実施にあたり、地域の芸術活動に詳しい専門家を派遣する。

アドバイザー等の派遣は、研修会プログラム策定と研修会等実施時に行うことができる。

#### （2）講師の派遣

地域創造は、研修会等の実施にあたり、地域の芸術活動に詳しい専門家やアウトリーチに積極的に

取り組むアーティスト等を講師として派遣する。

## 7 提出書類等

### (1) 事業申込書 …別記様式 (1-1)

平成30年度に本事業の実施を希望する対象団体は、実施予定会場のパンフレット等を添えて、平成29年8月25日(金)までに提出すること。

### (2) 研修会等(4-(2))の実施計画書、事業収支予算の内訳 …別記様式 (2-1) (2-2)

研修会等の実施内容が決定次第、当該書類を提出すること。

### (3) 実施報告書、事業収支実績の内訳 …別記様式 (2-3) (2-4)

研修会等(4-(2))終了後30日以内に、当該書類に別途指示する関係書類を添えて提出すること。

### (4) 負担金請求書 …別記様式 (2-5)

研修会等負担金として該当する経費がある場合は、研修会等終了後30日以内に、当該書類に別途指示する関係書類を添えて提出すること。

## 8 その他

### (1) 共催・制作協力に関する表示

#### ① 共催の表示

実施団体は、事業実施会場および事業実施に際して作成される印刷物に、地域創造が共催している旨を表示すること。

(表示例) 共催：一般財団法人地域創造

共催：(一財)地域創造

#### ② 制作協力の表示

実施団体は、事業実施会場および事業実施に際して作成される印刷物に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

### (2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

### (3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか実施団体の決定または負担金の支払い等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

### (4) その他

事務手続きおよびスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには地域創造と実施団体が協議して決定する。

### 【お問い合わせ先】

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル9階

一般財団法人地域創造 芸術環境部 菊地

TEL:03-5573-4064 FAX:03-5573-4060

E-mail : onkatsu@jafra.or.jp

別紙

対象経費

・研修会等負担金

項 目	内 容
音楽・文芸費	ピアノ調律費、楽譜・楽器借料、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場借上料、会場設営費など
旅費交通費、諸謝金	調査等の視察旅費、事業打合わせ旅費
印刷製本費	チラシ・ポスター印刷費、資料印刷費など
消耗品費	事業に係る消耗品費
そ の 他	通信運搬費、その他事業の企画・制作に要する経費